

工事計画認可申請書
(東海第二発電所の工事の計画の変更)

発室発第 173 号
令和 4 年 3 月 1 日

経済産業大臣
萩生田 光一 殿

原子力規制委員会 殿

住所 東京都台東区上野五丁目 2 番 1 号
氏名 日本原子力発電株式会社
取締役社長 村 松 衛

電気事業法第 47 条第 2 項の規定により別紙工事計画書のとおり工事の計画の変更の認可を受けたいので申請します。

本資料のうち、は商業機密又は核物質防護上の観点から公開できません。

別 紙

目 次

- I. 工事計画書
- II. 工事工程表
- III. 変更を必要とする理由を記載した書類
- IV. 核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 9 第 1 項の認可の申請をした年月日を記載した書類
- V. 添付書類

I. 工事計画書

一 発電所

1. 発電所の名称及び位置

名 称 東海第二発電所

所在地 茨城県那珂郡東海村大字白方 1 番の 1

2. 発電所の出力及び周波数

出 力 1,100,000 kW

周波数 50 Hz

(一) 原子力設備

3 計測制御系統設備

沸騰水型原子力発電設備に係るものにあつては、次の事項

7 工学的安全施設起動信号の種類、検出器の種類及び個数、工学的安全施設起動に要する信号の個数及び設定値並びに工学的安全施設起動信号を発信させない条件

7.3 原子炉建屋ガス処理系

変更前							変更後									
工学的安全施設等の起動信号の種類	検出器の種類	個数	取付箇所		工学的安全施設等の起動に要する信号の個数	設定値	工学的安全施設等の起動信号を発信させない条件	工学的安全施設等の起動信号の種類	検出器の種類	個数	取付箇所		工学的安全施設等の起動に要する信号の個数	設定値	工学的安全施設等の起動信号を発信させない条件	
原子炉建屋放射能高 *11	原子炉建屋放射能検出器 *11	8*11	系 統 名 (ライン名)	—	2*8, *11	通常運転時の放射能の10倍以下*11	—	変更なし				変更なし		変更なし		
			設 置 床	EL. 22.00 m*1, *11 EL. 46.50 m*2, *11								溢水防護上の区画番号	CS-3-2*1, *12			CS-3-3*1
			RB-6-1*2	変更なし												
			溢水防護上の配慮が必要な高さ	EL. 24.00 m以上*1 EL. 46.83 m以上*2								変更なし				
ドライウエール圧力高*11	格納容器圧力検出器 *3, *11	4*11	系 統 名 (ライン名)	—	2*9, *11	13.7 kPa以下*11	—	変更なし				変更なし		変更なし		
			設 置 床	EL. 20.30 m*11								溢水防護上の区画番号	RB-3-1*4 RB-3-2*5			
			溢水防護上の配慮が必要な高さ	EL. 20.30 m以上												
原子炉水位低*11	原子炉水位検出器 *10, *11	4*11	系 統 名 (ライン名)	—	2*9, *11	1372 cm以上(原子炉圧力容器零レベルより)	—	変更なし				変更なし		変更なし		
			設 置 床	EL. 20.30 m*11								溢水防護上の区画番号	RB-3-1*6 RB-3-2*7			
			溢水防護上の配慮が必要な高さ	EL. 20.30 m以上												

- 注記 *1：対象計器は，RE-D17-N009A，RE-D17-N009B，RE-D17-N009C，RE-D17-N009D。
- *2：対象計器は，RE-D17-N300A，RE-D17-N300B，RE-D17-N300C，RE-D17-N300D。
- *3：本検出器は，原子炉非常停止信号及び工学的安全施設等の起動信号のうちその他の原子炉格納容器隔離弁の「ドライウェル圧力高」として使用する検出器と同じである。
- *4：対象計器は，PT-C72-N050C，PT-C72-N050D。
- *5：対象計器は，PT-C72-N050A，PT-C72-N050B。
- *6：対象計器は，LT-B22-N080C，LT-B22-N080D。
- *7：対象計器は，LT-B22-N080A，LT-B22-N080B。
- *8：原子炉建屋ガス処理系 A，B の各作動回路は 2 個の検出器からなる A，B2 系統のチャンネルで構成され，A，B 各々に属する最低 1 個の検出器が同時に動作すれば，原子炉建屋ガス処理系起動となる。
- *9：原子炉建屋ガス処理系 A，B の各作動回路は各検出器 1 個ずつからなる A，B2 系統のチャンネルで構成され，A，B 各々に属する最低 1 個の検出器が同時に動作すれば，原子炉建屋ガス処理系起動となる。
- *10：本検出器は，原子炉非常停止信号及び工学的安全施設等の起動信号のうちその他の原子炉格納容器隔離弁の「原子炉水位低」として使用する検出器と同じである。
- *11：平成 30 年 10 月 18 日付け原規規発第 1810181 号にて認可された既工事計画書の変更前の記載。
- *12：当該検出器の移設を行う。

(一) 原子力設備

5 放射線管理設備

沸騰水型発電用原子炉施設に係るものにあつては、次の事項

1 放射線管理用計測装置に係る次の事項（警報装置を有する場合は、その動作範囲を付記すること。）

(1) プロセスモニタリング設備に係る次の事項

ハ 放射性物質により汚染するおそれがある管理区域から環境に放出する排水中又は排気中の放射性物質濃度を計測する装置の名称、検出器の種類、計測範囲、取付箇所（監視・記録の場所を付記すること。）及び個数

		変更前		変更後		
名 称		原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタ*1		変更なし		
検 出 器 の 種 類	—	半導体式*1				
計 測 範 囲	mSv/h	10 ⁻⁴ ~1*1	10 ⁻³ ~10*1			
警 報 動 作 範 囲	mSv/h	10 ⁻⁴ ~1*1	10 ⁻³ ~10*1			
取 付 箇 所	系 統 名 (ラ イ ン 名)	原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタ*1		変更なし		
	設 置 床	EL. 23.00 m (監視・記録は中央制御室)*2	EL. 46.50 m (監視・記録は中央制御室)*1			EL. 22.00 m (監視・記録は中央制御室)
	溢 水 防 護 上 の 区 画 番 号	CS-3-2*3	RB-6-1			CS-3-3
	溢 水 防 護 上 の 配 慮 が 必 要 な 高 さ	EL. 24.00 m 以上	EL. 46.83 m 以上			変更なし
個 数	—	4*1	4*1	変更なし		

注記 *1：平成30年10月18日付け原規規発第1810181号にて認可された既工事計画書の変更前の記載。

*2：記載の適正化を行う。平成30年10月18日付け原規規発第1810181号にて認可された既工事計画書の変更前の記載。

*3：当該検出器の移設を行う。

Ⅱ. 工事工程表

第1表 工事工程表

項目		年月	2022 年度			
			8 月	9 月	10 月	11 月
計測制御 系統設備	現地工事期間			[Bar chart showing duration from late August to late October]		
	検査可能時期	構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時			◇ ※	
		工事の計画に係る全ての工事が完了した時			◇ ※	
放射線管理 設備	現地工事期間			[Bar chart showing duration from late August to late October]		
	検査可能時期	構造、強度又は漏えいに係る試験をすることができる状態になった時			◇ ※	
		工事の計画に係る全ての工事が完了した時			◇ ※	

※ 検査時期は、工事の計画の進捗により変更になる可能性がある。

Ⅲ. 変更を必要とする理由を記載した書類

放射線管理施設のうち原子炉建屋換気系（ダクト）放射線モニタについて，使用済燃料プールのスロッシング対策（ダクト閉止）による原子炉建屋換気系の改造に伴い，当該放射線モニタの移設が必要となったことから，設置場所を変更する。

IV. 核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 9 第 1 項の認可の申請をした年月日を記載した書類

当該事業用電気工作物に係る核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 9 第 1 項の認可の申請をした年月日は以下の通り。

東海第二発電所

設計及び工事計画認可申請番号

発室発第 172 号（令和 4 年 3 月 1 日）

V. 添付書類

「原子力発電工作物の保安に関する省令第 15 条第 1 号の規定に基づく指示について」(平成 25 年 7 月 8 日原規技発第 1307081 号・20130628 商第 22 号)により, 原子力規制委員会及び経済産業大臣から添付することを要しない旨指示のあった以下の添付書類については, 添付を省略する。

省略した添付書類

- ・設備別記載事項の設定根拠に関する説明書
- ・安全設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書
- ・原子力発電所の火災防護に関する説明書
- ・計測装置の構成に関する説明書並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書
- ・工学的安全施設起動(作動)信号の起動(作動)回路の設定値の根拠に関する説明書
- ・放射線管理用計測装置の構成に関する説明書
- ・放射線管理用計測装置の検出器の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報動作範囲に関する説明書
- ・耐震性に関する説明書
- ・品質保証に関する説明書
- ・制御方法に関する説明書